

答

観光交流センターの整備計画時点では、土地収用法における事業認定を受けるため、公益上の観点から収益事業の実施については、事業認定庁である愛媛県の許可が得られなかった。

その後、協議を重ねる中で、「開館からある程度時間が経過し、現在では、物産販売による情報発信が同センターの整備目的である観光産業の振興や、地域の活性化のために有効的であるということ、物産販売を行うことに問題はない。また、まちづくり交付金を活用して整備した同センターでは、市が収益を上げる場合には制限があるが、第三者が同センターを使用して収益を上げることは何の問題もない」との見解を得ることができた。

国税局からは、「事業認定に係る租税特別措置法の適用について、同センターの設立から今日まで当初の運営形態が維持されており、この間の周辺環境の変化などによって事業計画を変更することとなったと解される。このため、同センターで物産販売を開始

することにより、遡って租税特別措置法の適用が除外され、課税されるという事態にはならない」との回答も得ている。こうした経過から、市としては、観光協会に同センターを貸与し、物産販売を行うことについて、現行の条例を改正する必要はないものと判断している。

一般質問**地域防災力の充実・強化に向けた取組は？****問**

常備消防の防災対応力の強化を図るためには、資機材やインフラの整備・充実が必要と思われるが、現状と今後の整備について問う。

答

現在、常備消防における津波を含む震災対策として、従来から保有する救助資機材を活用しながら、あらゆる被害を想定した訓練を行っている。平成25年度には、小松総合支所別館解体工事前と同建物を活用し、救助隊員が倒壊建物を想定した救出訓

練を行うなど、救助技術の充実・強化に努めている。

また、常備消防における資機材の整備状況は、平成25年度に津波対策を含む水防用資機材として東及び西消防署にライフジャケット37着を整備しており、今後も必要資機材を更新・整備していきたい。

道路施設については、平成25年度に国土交通省は国民の命と暮らしを守るため、道路施設全ての安全性の徹底調査及び総点検を行い、インフラ再構築への取組方針を打ち出しており、本市においても平成25年度から点検に取り組んでいる。

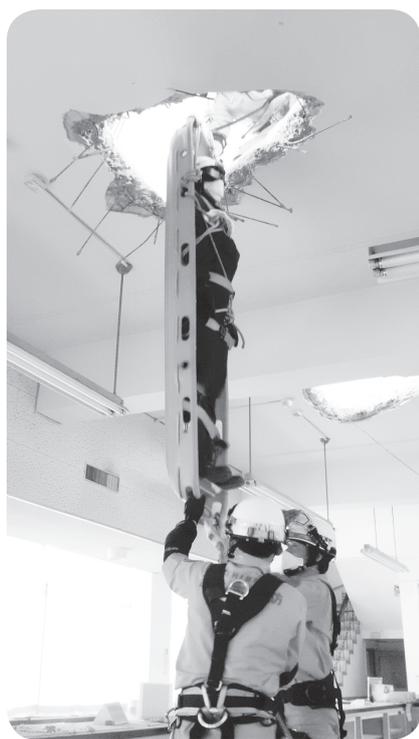
橋りょうについては、平成22年3月から長寿命化計画に基づいた修繕を行うとともに、平成24年度からはJ Rと交差

した橋りょうや避難路の橋りょうについて優先的に落橋防止対策など耐震補強を行うことと、災害時の道路機能を維持することとしている。

港湾や海岸施設における堤防の高さは、愛媛県地震被害想定調査報告で示された最大津波高3・4メートルを超えているものの、岸壁部分は、船舶の係留や荷物の積み卸しを行う必要性から、おおむね2・8メートルとなっている。

現在、管理者である愛媛県において、国の津波対策の考えに基づき、施設設計の基礎となるボーリングなどの耐震調査を行っており、渦井川河口付近においても平成24年度に調査を行っている。

今後、これらの結果を基に、津波被害の危険性や背後地の



小松総合支所別館解体前の救助訓練

重要度を考慮し、順次整備に取り組んでいくと聞いている。市においては、安全で安心な市民生活を守るため、県に対して積極的に要望を行っていく考えである。

課題への対応は？**市の各種審議会****問**

特定の者が幾つもの審議会などの委員に就任している状況にある。これは、極力避けるべきであり、地域的な人選バランスを考慮することも重要ではないか。

また、地域審議会は、地域の実情に応じた施策を展開させるための一つの方法として、合併前の旧市町の区域を単位として設けられたものである。平成26年度をもって廃止されることになるが、地域審議会に代わる新たな外部検討組織について設置する考えがあるのか。

更に、市長は、平成25年3月定例会において、市民から意見聴取する一つの手法として市民委員会の設置を明言したが、この1年間、どのように検討されたのか。